



事務所だより 6月号

西田成希税理士事務所

麦秋の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

麦秋と言う通り、麦が実っています。移動中、麦畑が金色に光っている場所があります。感動します。

5月後半は暑かったですね。朝、夕こそ5月という感じでしたが、日中は真夏のような暑さでした。さすがに外出したあとはグッタリです。

にもかかわらず、5月後半から6月半ばまでテニスの試合が続きます。勝ち負けよりも怪我をしないことを頑張るようにします。

そのテニス月間の最初5月28日に加古川で試合がありました。年齢制限は45歳以上64歳未満のカテゴリーです。私たちが一番の若手。50代後半の人と試合をしたのですが、1勝2敗で予選リーグで負けました。試合相手は、普通の50代後半に比べたらはるかに若々しいし、体も動いているのですが、若さと動きならこちらの方が上のハズ。ところが勝てない! (:_;) そこで改めて思ったのは、テニスは、『力(ちから)ではない』ということです。

なら、どうしたら勝てるか?

分かりました! 『意地の悪さ』です(*_*;。テニスは、相手のいないところに打ったり、タイミングを外したり、相手の嫌がることをして勝つスポーツです。

試合相手は、緩急や球の長短、コース、タイミング、考えていました。お蔭でこちらは煙に巻かれたようで、何にもできないままズルズル負けました。イジワルにならないといけません!!! (^_^;) 考えてみるとテニスだけではなく、スポーツ全般、イジワルでないと勝てないように思います。サッカーなんか集団でイジワルしてゴールを奪いますし、野球もピッチャーはバッターの嫌がる場所へ投げますし…。もしかして「スポーツマンシップ」とか「フェアプレー」とかは、『意地悪』というスポーツの本質を隠すための言葉かも… (^_^;)。



紫陽花の季節になりました

これから西田は意地悪になります(>_<)。勝つためなので皆様お許し下さい(^_^;)。

では、事務所だより6月号をお送りします。梅雨の季節、鬱陶しいですね。体調崩されないよう、お過ごし下さい。



見えます?
先月公園の池から取ってきたメダカの赤ちゃんが生まれました。

こちらはお母さん。卵を持っています。

☆ お知らせ (平成 29 年 6 月の 税務)

期 限	項 目
6月12日	▶ 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年12月～当年5月分)の納付
6月15日	▶ 所得税の予定納税額の通知
6月30日	▶ 4月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	▶ 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 10月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	▶ 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	▶ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)

☆ 経営者の個人保証

全国銀行協会と日本商工会議所などが、強制力のない自主ルールとして「経営者保証に関するガイドライン」を策定し、銀行借入に付随する経営者(社長)個人保証の解除を徐々に進めています。そこで、かつては銀行融資において常識であった経営者個人保証の必要性について考えてみたいと思います。

よく考えてみれば、企業融資に必ず社長個人保証がつくというのは、おかしな常識です。株式会社は株主有限責任に見られるように、個人の責任を限定的にすることにより、個人の出資をしやすくし、会社でビジネスリスクを取りやすくしたものです。株主が社長といっても、会社とは別人格というのが前提であり、別人格であれば、会社は倒産しても社長個人は生き残ることができるはず。にもかかわらず、会社への融資について社長の個人保証をつけ、会社

が破綻したときには、社長の個人財産まで身ぐるみ剥ぎ取られるようでは、個人で事業をやっているのと何ら変わらなくなってしまいます。

一方、銀行側も、社長の個人財産まで立ち入って、個人への生活を脅かしながら、会社への融資金に対する返済請求を行うのは、気が進まない仕事です。また、社長が多額の隠し財産を持っていることはそれほど多くありませんので、効率のいい仕事でもありません。

それではなぜ、銀行は社長個人の保証を要求するのでしょうか。そこには大きく二つの理由があると思われます。

第一は社長の心構えです。社長には全身全霊をかけて経営にあたってほしいのです。会社は個人とは別物だから、節税に利用して、会社がつぶれても自分の財産だけはしっかり守り、安穩の生活を確保しようという社長では安心して融資はできません。自分の全財産をかけて仕事をしているという心意気が必要です。

第二は決算書の透明性です。決算書は経営者自身が作成しますから、経営者が自分に都合のいいように作るリスクが常に存在します。上場企業のように会計監査人の監査を受けていれば別ですが、大部分の中小企業は会計監査を受けていません。銀行は決算書の正確性に対する担保を持っていませんから、粉飾決算があったときの用心に、会社以外の返済財源を確保しておく必要があるのです。会社を個人の節税組織と考えているような社長なら、個人財産も含めて返済財源としなければなりません。逆にいえば、社長が誠心誠意経営を行い、決算書に嘘がなければ、社長個人保証は不要ということになります。銀行は預金者保護の観点から貸出金の回収に全力を尽くすことが求められますが、嘘偽りのない決算書の提出を受け、社長が精一杯事業に励んだ結果として会社が倒産したのであれば、貸倒れ責任を自分で被ることに異存はないはずで

す。社長個人が会社の責任から切り離されれば、会社が果敢にリスクに挑戦することができるようになりますし、有能な社長の起業への再挑戦も容易になります。そうしたビジネス環境を整備して欲しいものです。

☆ 医療費が高額になったら？

◆ 高額療養費限度額適用認定申請

入院を伴うようなケガや病気の療養、度々の通院で一定額以上の医療費の自己負担をしなければならないようなときに、事前に健康保険限度額適用認定証を申請しておくことで病院の窓口では限度額までの支払いで済みます。

協会健保や健康保険組合、国保なら市区町村役場に申請しておくことで保険者が所得区分を認定し「限度額適用認定証」が交付されます。その認定証と健康保険証を医療機関に提示します。これが無いと高額医療費の限度額を超えた費用も一時的に自己負担をしておかなくてはなりません。働けないときに自己負担の医療費が増えるのは大変です。この制度は、そのような事態をカバーするものです。

◆ 自己負担額は限度額まで

この認定証は入院だけでなく通院でも利用できます。一度申請しておくことで申請を受け付けた

日の属する月の1日から最長で1年間が有効期間となります。

この認定証を使うと所得区分に応じて自己負担限度額が決まります。自己負担限度額は1日から月末の1ヶ月毎に判断され医療機関毎、入院、外来、保険薬局等各々毎の取り扱いとなります。

◆ 高額療養費の自己負担額

高額療養費は1ヶ月の間の医療費の自己負担額の上限が決められています。限度額区分は下記のようになっています。

区分ア 標準報酬月額 83 万円以上 : 252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1%

区分イ 標準報酬月額 53 万円から 79 万円 : 167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1%

区分ウ 標準報酬月額 28 万円から 50 万円 : 80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1%

区分エ 標準報酬月額 26 万円以下 : 57,600 円

区分オ 被保険者の市区町村民税が非課税 : 35,400 円

診療を受けた日の1年に3ヶ月以上の高額療養費の支給を受けていた時は4ヶ月目から「多数該当」となり、さらに支払い限度額が軽減されます。

☆ 法人税と消費税の電子申告が義務化

企業が納める法人税と消費税について、全ての納税義務者に対して電子申告 (e-Tax) の利用を義務化するよう財務省と国税庁が検討していると、日本経済新聞が報じました。狙いは申告にかかる行政の事務効率化。早ければ今年末にまとめる税制改正大綱への盛り込みを目指すそうです。

現在、納税者は紙の申告書による提出と、国税庁の e-Tax を通じたインターネットによる提出の好きな方を選ぶことができます。平成 27 年度の法人税の税務申告で e-Tax を利用した人の割合は 75.4% で、全体の 4 分の 3 がすでに電子申告を利用しています。

ただし企業規模ごとに見てみると、資本金 1 億円以上の大企業では e-Tax の利用は 52% にとどまっています。大企業は独自の経理システムを導入しているため、e-Tax の形式への変換に伴う業務を嫌い、紙の申告書を使っているという事情があるようです。

また法人税申告での e-Tax 利用率は平成 22 年度には 52.5% と全体のほぼ 5 割だったところから年々増加してはいるものの、徐々に増加ペースは落ち着いています。地方税では紙での申告を求めるところもあり、そうした事情も e-Tax 利用率の伸び悩みの原因となっています。国としては、任意利用だった e-Tax を義務化することで、一気に行政事務の効率化を図る考えです。

電子申告が義務化されれば、紙で申告をしている企業にとっては税務関係書類の保存などのコストが減らせるものの、いいことばかりではなく、電子保存のシステム導入や、紙の申告しか受け付けられない地方税との取扱いの区別など、事務負担が増える恐れもあります。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町6番14-2号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488